

精神保健福祉法改正について  
～虐待防止を一層進めるために～

---

# ■ 改正のポイント（虐待防止関係）

障害者虐待防止法が平成24年に施行され、運用されています。

精神科病院の入院患者はすべてが障害者であることを踏まえて精神科病院における障害者虐待防止対策を一層強化するために精神保健福祉法の改正が行われました。

虐待防止に関する部分は、令和6年4月に施行されます。

**1. 医療機関における虐待防止の措置の義務化**

**2. 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化**

# 1. 医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

## 障害者虐待防止法の規定

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、

- 医療機関の職員その他の関係者に対する**障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施** 及び
- **普及啓発**、
- 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する**相談に係る体制の整備**、
- 医療機関を利用する障害者に対する**虐待に対処するための措置**

その他の当該医療機関を利用する障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置**を講ずるものとする。

## 改正後（R6.4施行）の精神保健福祉法の規定

(虐待の防止等)

第四十条の二 精神科病院の管理者は、

- 当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する**意識の向上のための措置**、
- 当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他の関係者に対する精神障害者の**虐待の防止のための研修の実施** 及び
- **普及啓発**、
- 当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する**相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置**

その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置**を講ずるものとする。

2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

精神保健福祉法に位置づけられることで、  
今後は、**実地指導や改善命令の対象にも含まれる**

# 精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料

## 【研修資料】

精神科の医師・看護師を中心とした勉強会、グループディスカッション等

院内医療従事者向け研修資料

より良い精神科医療の提供に向けて  
～患者さんへの暴力等の防止の観点から～



<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932515.pdf>



## 【啓発資料】

精神科医療機関の職員用ポスター  
(ナースステーション等貼付用)

※下部の空白には、都道府県相談窓口の連絡先等を記入



<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932517.pdf>



令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」成果物

## 院内における相談体制の整備

(例)

- ・院内に、虐待等に関する相談窓口を設置し、患者・職員に周知する
- ・患者や家族、職員の意見を聞く仕組み(例:意見箱)を設ける



相談・意見に基づき改善を図る

## (参考) 精神保健福祉法における障害者虐待とは

### ■ 身体的虐待

- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

### ■ 性的虐待

- 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

### ■ 心理的虐待

- 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ■ ネグレクト

- 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

### ■ 経済的虐待

- 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

これらのすべてが精神保健福祉法上の虐待に含まれます。

## ■ 施行に向けて

- 令和6年4月の施行に向けて、今年度は、病院における虐待防止措置が効果的に行われるための取り組みをお願いします。
- 虐待防止措置としては、大きく分けると、次の2つをいずれも実施していただくようお願いします。
  - 意識の向上、普及啓発、従事者への研修
  - 相談体制の整備、相談や虐待への対応



## 2. 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 都道府県は、通報を受けて、報告徴収や立入検査を行うことができる。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

# 通報はすべての人を救う

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年）抜粋

これまで起きた深刻な虐待事案から、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうということが分かっています。

虐待を通報せずに隠してしまうと、その後エスカレートして利用者に重傷を負わせるような取り返しがつかない損害を与えてしまうだけでなく、虐待を行った職員は刑事責任を問われ、施設や法人は道義的責任を追及され、行政処分を受け、損害賠償責任が生じ（略）る事態となるかもしれません。

虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。さらに、虐待行為を行った職員もやり直しの道が残され、施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。

さらに（略）、再発防止策を講じ、支援の質の向上につなげることができる契機にすることができます。

最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうか、その後の大きな分かれ道となってしまうといえるでしょう。

「通報することは、虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」と感じ、通報することを避けようとする人は少なくないのかもしれませんが、通報がもたらす本質的なことは、利用者、職員、施設、法人の全てを救うということなのです。

## ■ 通報制度へのご理解と、制度のご活用を

- 通報制度は、医療機関を罰することを目指すものではなく、虐待を早期発見することで、継続したり深刻化することを防ぐための制度です。
- 障害者福祉施設でも、毎年多くの通報がなされています。
- 軽微な段階で通報がなされるよう、院内での周知や啓発にご協力をお願いいたします。
- また、通報を端緒とした都道府県による実地指導にも、ご協力をお願いいたします。